多田議長 様

町民 吉岡 政昭

早速、用件に入ります。

過日、議会事務局から<u>高山委員長名の</u>「**議会運営委員会の所掌事務調査報告**について」なる文書(6月19日付)を受け取りました。

その文書の内容は

第1に、「報告内容」や「委員の発言」に「問題はない」こと。

第2に、**議長、議運委員長**は、それぞれ面談し**吉岡に「説明している**」。

第3に、「**議会運営委員会から回答」は出さない**。 **と言うもの**でした。 この文書を読んで、正直驚きました。

多田さんや高山さんが、「報告内容」や「委員の発言」に「問題はない」と判断し、 議会運営委員会から「回答は出さない」との結論を出したとのことにでした。

本当ですか? 多田議長・高山委員長に聞きます。

(1)議員その他の個々人が、お互いに指摘しあって改善を図(はか)るなどではなく、議会運営委員会という組織、機関が、**議員の質疑のスタイル**を批判した上で、「基本の徹底を望む」「改善を求める」などと、個々の 議員の質問の手法に対してまで「議会運営委員会が指導する立場にある」としました。

これは、地方自治法109条第3項の「議会運営委員会の権限と役割」を超えるものであり、時に議員活動に対する「不当な介入」に及ぶ危険もあります。加えて、「議会運営委員会が<u>指導する立場</u>にある」との主張に法的根拠はあると思うのでしょうか?

この指摘に対して多田議長、高山委員長の「トータルとしての反応」は、

- (1) 高山委員長は、問題点に対する具体的発言はなかったが、「オレが会議に参加していたら、こんなこと決めさせなかった」
- (2) **多田議長**は、(吉岡が指摘とした件に対しては)「それは会議参加者の個人の意見だ。議運としての決定ではない。」と発言。 (これは何度も繰り返した。つまり、<u>批判されるような内容は、議運として決定していない</u>、と言う意味。)

しかし、2人とも、今回の事務局発の「回答文書」のように、

《報告内容や委員の発言に問題はない》などと述べたことは、1度もない。

「面談して説明した。」

「ホントですか?」「何のための面談だったのですか?」 「文書」は事実をほとんど反映していない。 見え透いた「ごまかし」の類(たぐ)いです。

議会事務局長作成の「**議会運営委員会の所掌事務調査報告**について」という文書の「2番目」に「**議会運営委員長及び議長が、**それぞれ面談し吉岡様に説明しております」との一文があります。

多田さんは、そのような説明を議会事務局長にしたのですか?

はっきりしている「単純な事実」

私は誰からも、「**所掌事務調査報告」**の説明は一切受けていません。

多田さん、高山さん、そうでしたよね。

- ① 私は、議長、委員長の2人から「所掌事務調査報告」の説明は一切受けていません。また、「私が文書で指摘した問題点に対し、議長・委員長から説明のための面談」を求められた事実はありません。お二人さん!そうでしたよね。
- ②高山委員長の場合は、「所掌事務調査報告」にどんな認識を持っているのかさえ、 私は聞いていません。知りません。 記憶に残っているのは、「オレが会議に出席していたら、こんなことは決めさせなかった」という言葉だけでした。しかし。逆にこの言葉から、高山さんは「所掌事務調査報告」の内容に「納得していないのだ」と受け止めることになり、委員

しかし、結果は、全くダメでしたね。期待外れでした。

長としての高山さんの「働き・采配」に期待したものでした。

- ❸ 多田さんが、私に「説明した」と、されている件ですが・・・、 その内容は、プライベートな場面での「意見交換」だったと思っています。 多田さんとの「おしゃべり」は、いつも私からメールを送り、日時を調整の上、 行うというもので、テーマは、その時々、多種多様でした。 多田さんが議長として「吉岡に面談」を求め「所掌事務調査報告」に関して説明 した」と評されるようなものでは、全くありませんでした。 そもそも、オブザーバーの議長が、議運の委員長に代わって「説明する」などは、 通常ありえず想定外です。
- ① 「多田議長との率直な意見交換」の総括的な結論は、「期待外れ・失望」でした。 最大の理由は、「言葉の厳密さ」や「事実に対する裏付け」「純粋さ」などに、 強い疑問を生じさせてたからです。

多田マジックが、また、起こった! 今回は「言葉・用語」の意味を曖昧にしない!

多田議長、発言1。

●「所掌事務調査報告」とは、調査であり、会議に出た意見を「こんな意見がありました」と個々の委員の発言を紹介(報告)したものだ。(木林局長も同様発言)

吉岡の反論・指摘

指摘1「それは事実と違うでしょう。」

この問題が議運に最初に出たとき、**内藤議員から**「この問題は<u>議運でやるのではなく、**全員協議会**でやった方がいい</u>のではないか」**との発言があったが、** 梅森議員と田村議員から「否定する意見」が強く出た。

(しかし、全員協議会ではなく、議会改革特別委員会なら間違っていないと思うが)。

指摘2 この時、「議運はこういうことで指導する立場にある」との梅森議員の発言。 この発言が、他の発言とともに、所掌事務調査報告に掲載されました。 しかし、当初の「この問題は、議運ではなく、全員協議会でやる方がいい」 という別な意見は、「所掌事務調査報告」に掲載されませんでした。

つまり、多田議長が言っていたように「**所掌事務調査報告とは、こんな 意見がありましたと、個々の委員の発言を紹介(報告)したもの。」ではなかったのです。多田議長の説明と**違う事実が明らかになりました。

※**因みに、「こういうこと**」とは、議員の質問の仕方その他議員の発言に 関すること。

指摘3 「議会事務局長や長期の議員経験者が、 なぜ、梅森発言を黙認したのか」

梅森議員の「**議運はこういうことで<u>指導する立場にある</u>**」との発言があったとき、会議参加者の<u>誰1人として、「梅森発言」に対して異議、意見が出されなかったことです</u>。つまり、梅森議員の発言が、**黙認**されたことです。

会議には多田議長(8期目)・工藤隆男議員(6期目)・田村議員(6期目)。 それに木林議会事務局長が参加していたのにです。

それなのに、梅森議員の「**議運はこういうことで(議員を)<u>指導する立場</u> にある**」とする明らかに**間違った発言が**、その時、**正されなかった**ことは、**重大な問題です**。これが梅森議員の「間違いの肥大化」につながりました。

指摘4 議会運営委員会の議員と議会事務局と議長は、初心に返って 「議会運営委員会の権限と役割」についての「知識の整理」が望まれる。

「識者」が指摘していること(一部) 「議運の性格」と「議運での意志決定」に触れます。

- ●議運の性格は、議会を円滑に運営する為の「手続きの協議機関」である。 (内容ではない)
- ②議運としての意思決定で、意見がどうしても一致しない場合は、
 やむを
 得ず採決することとなる。
- ❸議員は、議運決定事項を尊重する。ただし、強制力はない。
- **④議運が、議員に対して質問の取り下げ、自粛等を求めるのは、越権行為**である。
- ⑤議長は、議運の決定を尊重するが、違法性があるとき、著しく不適当であるとき、議長は全体的立場から決定内容の再検討を求める。(諮問)

以上、議会運営委員会の権限と役割。

野村 稔 氏

元全国都道府県議会議長会·議事調査部長。(他)

多田議長、発言2。

②「所掌事務調査報告」は、「議運の決定事項」を報告したものではない。 吉岡が指摘し問題にした点は、梅森議員個人の意見だ。議運の決定ではない。 議運が議員を指導するとは、決めていない。何も決めてない。

吉岡の反論・指摘

指摘1
「所掌事務調査報告には①基本の徹底を望む。②改善を望む。③議運として 指導するなどしっかりして欲しい。④定例会終了後、必ず、議会運営委員 員会を開催し反省会をやって欲しい、などあるが、これらは、梅森議員の 発言内容と全く同じです。それが、議運で決まったことと理解されて、認 知されている。また、「定例会後の議運の会議」は、すでに、行われており 実行されています。

●~❸の問題でも「議運で指導する必要がある」と判断されたら、議員との間に、軋轢(あつれき)が生じる危険もあります。

このことが、<u>8月1日の議運の決定事項として</u>所掌事務調査報告に盛られ、 9月議会の本会議で議員に配布されたではありませんか? そうすると、議運のメンバーが、同僚議員を「指導する」として、時には 不要な「介入」を懸念せざるを得ないのです。

多田議長へ

「諮問」と「付託」の意味を取り違えていませんか?

多田議長3、(メール回答) 「議長から議運への諮問」に関して

昨日、事務局から吉岡さんから諮問要請文の報告を受けました。この取り扱いについては、これから(要請を受理、不受理)調査、協議の為、多少の時間を要します。 (2023/4/18 8:47)

取り扱いの件は、私は受け取りましたので、議運の委員長に<u>付託</u>します。

 $\overline{(2023/4/18}$ 13:47)

吉岡の指摘

指摘1 多田議長のからの「メール返信」が不可解です。。

(吉岡からの返信)「ところで、(多田さんの)返信の中で、**取り扱いについては、これから(要請を受理、不受理)調査、協議の為、多少の時間を要します。」と、ありましたが、議長の意向に反して、「不受理」なんてあるのでしようか?**

指摘2 「指摘1」の続きになりますが、議会事務局に「諮問」の「依頼」を出す前に、多田議長に私の方から説明をして**基本的理解**を得た上で、「諮問要請の文書」を、提出しましたので、**要請の受理、不受理の調査を行う、協議の** 為、などなどは、 奇妙なメールでした。

> 議長の議運への「諮問」は、今回の場合は、あって当たり前と言える状況 なのです。

議長は、議運の決定を尊重するが、<mark>違法性があるとき、</mark> 著しく不適当であるとき、議長は全体的立場から決定

内容の再検討を求める。(諮問)

(野村 稔 氏)

指摘3 (因みに)「諮問」と「付託」の意味を取り違えていませんか? 多田さんが、「諮問」と「付託」の意味を取り違えていますね。

多田さんのメール回答に、「**取り扱いの件は、私は受け取りましたので、 議運の委員長に付託します。」とありました。**

結論を先に言うと、**多田さんは、<mark>最後まで</mark>、「諮問」の意味を勘違いしたまま** 「行く所」までいったと思います。

そして、**意味を知っていたはずの議会事務局長までも、混乱したのか**、<u>便乗したのかわかりませんが</u>、「<u>議</u>運で回答しないことになったから、諮問の方も 答申はない」ということになったと伝えてきました。」

ただ、多田議長は「諮問を行う」と言いながら、内容は、「付託した」後の「結論」を待っているという印象でしたので、もしかして「諮問」と「答申」の意味を勘違いしているのかも知れないと思った次第です。

多田議長に改めて申し上げます。

(1)議運に行った「諮問」は、まだ生きています。

多田議長が、議運の委員長に「諮問をした」という意味は、「8月1日の議運の決定 (所掌事務調査報告)」に「疑義の訴えが出ているから」<mark>議運(委員長)に</mark>内容の「再検討」を求めた。つまり、4月18日に諮問をしたのです。

それ故、議運は、疑義事項を調査整理して、議長に答申する必要があります。 多田議長が4/18の諮問を取り消さない限り、「答申」のための議運での「検討」 は、残ったままなのです。

> 議長は、議運の決定を尊重するが、<mark>違法性があるとき、</mark> 著しく不適当であるとき、議長は全体的立場から決定 内容の再検討を求める。(諮問をすること)

> > (野村 稔 氏)

率直に言って、多田さんの持っている「刀」は<mark>、</mark> 錆(さ)びているのではなく、「竹光」だったのだと、そう思いました<mark>。</mark>

多田さんが、諮問の件で快諾してくれた日の帰り際に、「谷村(元議員)さんから、 多田さんの**刀はさびている**」と言われたことがあると、そんな話をしていましたね。 いろいろな意味で、かっこ付けすぎかな。議長になったときのインタビューもそうで した。しかし、今までの様々な問題への対応と今回の議運問題で改めて知ったのです。 多田さんの刀は、「錆びているのではなく、元々、**竹光だったんだ**」と言うことです。 「**巧言令色少なし仁**」と言います。**率直に指摘してくれる友達は、「真の友」だ**そうです。